



特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年5月19日

吹田市長 殿

提出者

住所 大阪府吹田市南吹田二丁目19番1号

氏名 株式会社日立金属ネオマテリアル
吹田工場長 長塩 隆之

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6381-6067

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社日立金属ネオマテリアル 本社・吹田工場
事業場の所在地	大阪府吹田市南吹田二丁目19番1号
計画期間	2022年4月1日 ~ 2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙4、5のとおり

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙4、5のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙4、5のとおり

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
排 出 量	t
	t
①現状 (これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
排 出 量	t
	t
②計画 (今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙4、5のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙4、5のとおり

【前年度（ 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙4、5のとおり

【前年度（ 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙4、5のとおり

【前年度（ 年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		別紙4、5のとおり
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		

		【目標】		別紙4、5のとおり	
		特別管理産業廃棄物の種類			
		全処理委託量	t	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
②計画		(今後実施する予定の取組)			
		【前年度(年度) 実績】		別紙4、5のとおり	
電子情報処理組織の 使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t	
		(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙4(廃棄物処理法 特別管理産業廃棄物処理計画書)
 現状: 前年度(2021年度) 実績量
 計画: 今年度(2022年度) 計画量

特別管理産業廃棄物の種類 コード	名 称	自ら行う再生利用に関する事項				自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う立地分等に関する事項				電子荷役処理組織の使用に関する事項				
		排出抑制に関する事項 平成	(前年度実績値の①) 排出量	自ら再生利用を行う、 特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑤)	自ら自然回収を行う、 特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の④)	自ら中間処理に委託する量 特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑥)	全処理委託量 (前年度実績値の⑩)	優良認定処理業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑪)	再生利用業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑫)	認定然回収業者以外の熱 回収を行なう専門業者への処理 委託量 (前年度実績値の⑬)	特別管理産業廃棄物 排出量 (ボリュームヒエニル 廃棄物を除く。)	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
7000	引火性塗油																	
7010	引火性塗油(有害)																	
7100	強酸	✓ 3,150	5,000															
7110	強酸(有害)																	
7200	強アルカリ	✓ 2,825	3,000															
7210	強アルカリ(有害)																	
7300	感覚性廃棄物																	
7410	難PCB等	✓ 2,104	2,640															
7411	難PCB																	
7412	PCB汚染物	✓ 12,073	0,040															
7413	PCB処理物																	
7427	感覚(有害)	✓ 904,956	934,311															
合計		✓125,907	944,991	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000	925,907	945,024	945,903	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000

*上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合は、空欄へ特別管理産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。

※数量に関しては、小数点以下省略として記入してください。

別紙5（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	23：非鉄金属製造業
②事業の規模	製造品出荷額 16961百万円
③従業員数	300人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり 排水保管タンク→収集運搬業者委託→中間処分業者委託（中和）→最終処分業者委託（セメント原料化）

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別紙2のとおり

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) PCBを処分予定。 他は現状維持。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 予定なし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 予定なし。

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 予定なし。

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

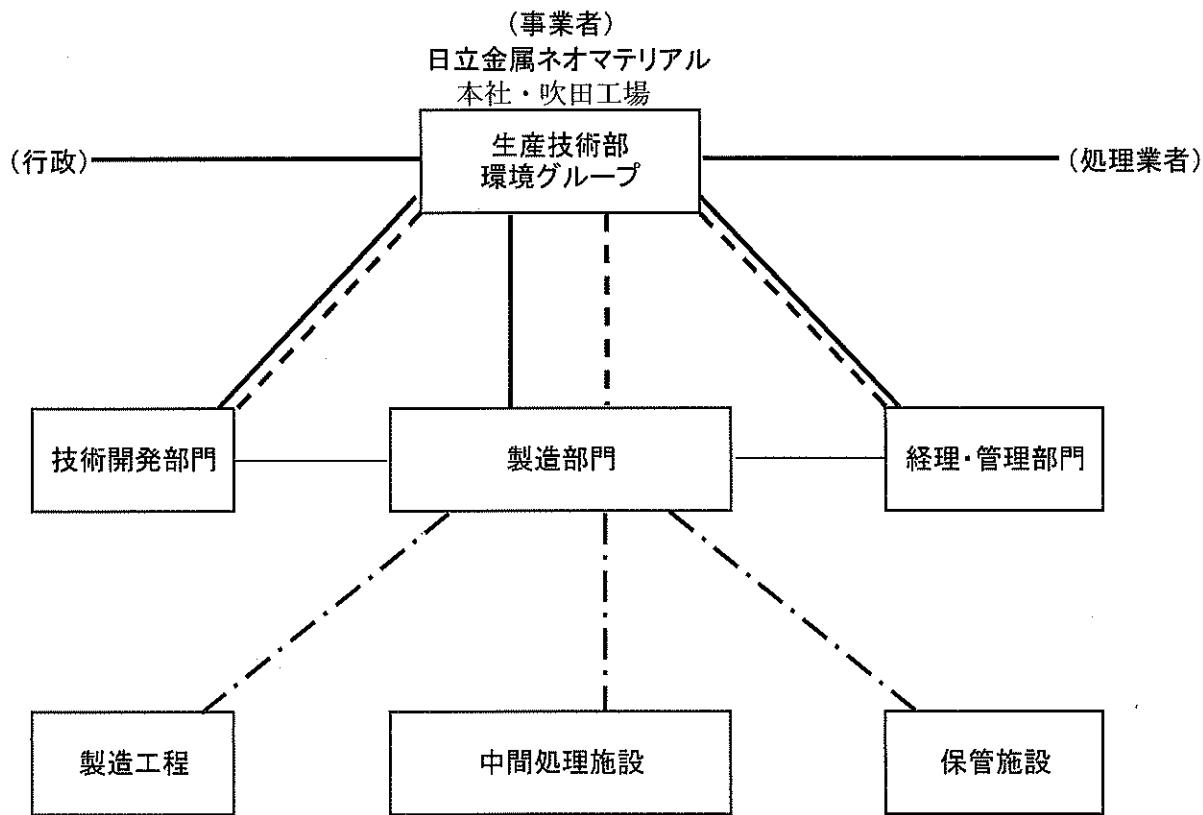
①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

9 電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) 2012年4月から電子マニフェスト導入。
----	--

管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



報 告

指 示

相互連絡

指 示

【生産技術部 環境グループ】

- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)発行管理
- ・ 特別管理産業廃棄物処理計画書作成
- ・ 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書作成
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者選任
- ・ 産業廃棄物処理及び収集運搬委託契約書管理
- ・ 構内産業廃棄物管理